

「脱毛エステ」被害でんわ相談会 (無料)

～解約したのに支払いは続いている～

日時：令和6年6月8日（土）13時30分～16時
電話：098-988-8744

※当会の弁護士が相談を受けますのでお気軽にご相談ください！



脱毛エステに関して、事業者の倒産や、返金遅延トラブル等の全国的にトラブルが多く発生しています。

「お試し1,980円」と安い金額で広告し顧客を誘引した結果、これなら支払えそうだと、試しにやってみるつもり、という軽い気持ちでサロンに赴いた顧客が、思いもよらない高額な契約を結ぶこととなった。解約したら「僅かしか返金されないと」言われた等。中途解約・精算トラブルとなっています。

※独立行政法人国民生活センターの「18歳・19歳の消費者トラブルの状況－成年年齢引下げから1年－」によると、2022年度の18歳、19歳の相談は、脱毛エステに関する相談が1位となっています。事業者の倒産や、返金遅延トラブルに関する相談等、大幅に件数が増加しています。

適格消費者団体 NPO 法人消費者市民ネットおきなわとは

当法人は、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止申し入れ活動を行っている団体で、弁護士・司法書士・消費生活相談員・消費者等で作る団体です。令和5年7月20日内閣総理大臣より、差止請求権を行使できる適格消費者団体の認定を受けた団体です。